

敦賀市中池見湿地保全活用協議会規約

(名称)

第1条 本会は、敦賀市中池見湿地保全活用協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、敦賀市中池見湿地保全活用計画を推進し、ラムサール条約登録において世界に約束した中池見湿地の保全を将来にわたって果たし、かつ、中池見湿地を市民の誇りとして広く活用することを推進するため設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 敦賀市中池見湿地保全計画の推進
- (2) 保全活用の実施に伴う計画、実施、モニタリング、改善等の協議
- (3) 中池見湿地の保全活用の実施に係る協議及び連絡調整
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 協議会の会員は、敦賀市中池見湿地保全活用計画を共通の目標とし、自らの発意をもって自ら資金を確保しながら実行する団体・個人とする。

2 協議事項との関わりが深く協議会会議への出席が必要とされる者は、協議会の会議の出席会員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

(途中参加会員)

第5条 前条第1項に定める会員からの推薦がある場合又は新たに会員となろうとする者が第14条に規定する運営事務局に会員となりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席会員の合意が得られた場合に、協議会会員となることができる。

2 前項の規定にかかわらず、会員登録の申し込みがあった旨を事務局から会員に文書にて回議し、会員の半数以上の同意を得た場合は協議会会員となることができる。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体又は法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第7条 会員を辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の目的もしくは敦賀市中池見湿地保全活用計画の推進または協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席会員の過半数で議決し、会員を解任することができる。

3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はこの限りではない。

(会長)

第8条 協議会に会長1名を置き、会員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長の任期は3年とし、再任することができる。

(副会長)

第9条 協議会に副会長1名を置くことができ、会員の互選によりこれを定める。

2 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

3 副会長の任期は3年とし、再任することができる。

(顧問)

第10条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問の任期は3年とし、再任することができる。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に会員以外の者の出席を要請することができる。

(分科会)

第12条 協議会は、敦賀市中池見湿地保全活用計画の推進に際し、専門的な事項の協議・実施のために分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を協議会の会議に報告する。
- 3 分科会には分科会長を1名置く。分科会長は、協議会会員の中から協議会会長が指名する。
- 4 分科会の会員は、分科会長が指名する。ただし、会員から分科会への参加意思が示された際にはこれを妨げない。
- 5 分科会会長は分科会を代表し、会務を総理する。
- 6 分科会は分科会会長の召集により開催される。

(公開)

第13条 協議会の会議及び分科会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び分科会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめ広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び分科会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び分科会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は会長が指名する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

(規約改正)

第16条 この規約は、第4条に規定する協議会の会員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席会員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成28年7月28日から施行する。